



タイトル

つくば市消防本部と陸上自衛隊施設学校との災害発生時における燃料補給及び一時的な貯蔵場所についての申し合わせ書の調印式について

<項目> (あてはまるものすべてにチェック)

- イベント・会議等の事前周知依頼
- イベント・会議等の取材依頼
- イベント会議以外の事業の周知依頼
- 参加者募集の告知依頼
- その他 ( )

全 3 枚 (本紙含)

<概要>

このたび、つくば市消防本部と関連する 4 消防本部は、陸上自衛隊施設学校と災害発生時における、常磐自動車道・谷和原管理事務所の管理するパーキングエリア等(上下線)への陸上自衛隊による特定貯蔵所等(震災等の災害対処に携わる自衛隊の緊急車両へ燃料補給及び一時的な貯蔵場所)の開設・運営に関することについての、申し合わせ書の調印式を行ないます。

危険物の取扱い等については、消防法の適用を受けることとなりますが、自衛隊法において災害時には適用除外が規定されております。災害発生時における、自衛隊の迅速かつ安全な部隊行動を目的に、燃料補給活動のための申し合わせについて、予め取り交わすものです。

※つくば市消防本部の対象は、常磐自動車道の谷田部東パーキングエリア(上下線)

●日時

平成 29 年 1 月 20 日(金) 8 時 15 分～9 時 30 分

●場所

ひたちなか市勝倉 3433 陸上自衛隊勝田駐屯地(陸上自衛隊施設学校)

●その他

調印者 甲 陸上自衛隊施設学校長

乙 東日本高速道路(株) 関東支社 谷和原管理事務所長

丙 つくば市消防長 他 4 消防本部  
(稲敷広域消防本部, 常総広域消防本部, 小美玉市消防本部  
かすみがうら市消防本部 消防本部別に作成)

※陸上自衛隊施設学校からのプレスリリース用紙を添付します。

平成29年 1月 17日 (火)  
東日本高速道路株式会社関東支社谷和原管理事務所  
稲敷広域消防本部  
小美玉市消防本部  
かすみがうら市消防本部  
常総地方広域市町村圏事務組合消防本部  
つくば市消防本部  
陸上自衛隊施設学校

## 「災害時におけるSA等の道路使用に関する確認書及び災害時の 特定貯蔵所等の設置」に関する申し合わせ書について

陸上自衛隊施設学校は東日本高速道路株式会社関東支社谷和原管理事務所「以下(谷和原管理事務所)という。」が管理する全てのSA及びPA(以下「SA等」という。)(SA1ヵ所、PA4ヶ所)で災害時における部隊活動のため「災害時におけるSA等の道路使用に関する確認書」の締結をまた、SA等での燃料補給等の実施するため、関係する5ヶ所の消防本部等との間に及び災害時の特定貯蔵所等の設置」に関する申し合わせ書を締結します。

このような取り組みは全国で始めてであり、大規模災害時に高速道路を使用した大規模な救援活動の実効性が飛躍的に向上するものと考えています。

### 記者発表資料

【申し合わせ書の名称】 ①災害時における道路使用に関する確認書

②災害時の特定貯蔵所等の設置に関する申し合わせ書

【確認書の目的】 ①「災害時におけるSA等の道路使用に関する確認書」

災害時及び自衛隊の訓練時に谷和原管理事務所が管理する常磐自動車道守谷SA(下り線)・美野里PA(上下線)・千代田PA(上下線)・谷田部東PA(上下線)・並びに首都圏中央連絡自動車道江戸崎PA(上下線)においてSA等の道路使用(主として駐車場地域)に必要な手続き等をあらかじめ定め、手続きの簡素化を図り迅速かつ連携を図るもの。

②「災害時の特定貯蔵所等の設置」

消防法の適応を除外された場合における危険物の貯蔵及び取扱い燃料補給活動を実施する際、事前に使用計画を提出し所定の安全に係る事項について互いに申し合わせ、谷和原管理事務所と常総地方広域消防本部及びつくば市消防本部・かすみがうら市消防本部・小美玉市消防本部・稲敷広域消防本部と自衛隊施設学校の認識の統一と連携強化を図り、もって災害発生時の実効性・向上を図るものです。

【協議対処施設】 谷和原管理事務所の管理する常磐自動車道守谷SA(下り線)及び谷田部東PA(上下線)・千代田PA(上下線)・美野里PA(上下線)及び首都圏中央連絡自動車道江戸崎PA(上下線)

【締結日】 平成29年1月20日

【記者説明】 平成29年1月20日08:30から08:45

【調印式】 平成29年1月20日09:00から09:30

【場所】 陸上自衛隊施設学校

【締結者】 東日本高速道路株式会社関東支社谷和原管理事務所

稲敷広域消防本部

小美玉市消防本部

かすみがうら市消防本部

常総地方広域市町村圏事務組合消防本部

つくば市消防本部

陸上自衛隊施設学校

発表記者クラブ

茨城県政記者クラブ